令和５年度監事監査計画書

令和５年４月１日決定

Ⅰ．監査の基本方針

国立大学法人法（平成１５年７月１６日法律第１１２号)、国立大学法人東北大学監事監査規程（平成１６年４月１日規第７９号。以下「監事監査規程」という。）及び国立大学法人東北大学監事監査実施細則（平成１７年１２月２７日監事裁定。以下「監事監査実施細則」という。)、国立大学法人等監事協議会「監事監査に関する指針」（令和４年４月１日）に基づいて、本学の掲げる目標が確実に実施され、また財務報告の信頼性が確保されるとともに、社会の情勢に適切に対応し、広く社会の要請と期待に応える必要があるとの観点から、本学の業務の適正かつ効率的な運営を確保するため、監事監査を実施する。

Ⅱ．監査事項、重点事項、実施時期及び監査方法等

１．業務全般の監査事項

業務全般の監査は、監事監査実施細則第３条に定める事項について監査する。

特に、令和５年度は、次の事項を重点事項とする。

①　第４期中期目標・中期計画の実施状況等について
②　内部統制システムの運用状況について
③　公的研究費の不正使用防止及び研究活動における不正行為防止に対する対応状況について
④　監事監査における監事意見への対応状況のフォローアップについて
⑤　その他

２．決算監査

決算監査は、本学が作成した貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。)、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査する。

３．実施時期

①　業務全般及び重点事項の監査

具体的な実施時期については、各監査項目に関連する本学の運営状況及び検討状況等を勘案し、効果的な監査となるよう、通年の中で実施する。

②　決算監査

令和５年度決算終了後の令和６年６月に実施する。

４．監査の方法等

監事監査実施細則第５条に定める方法のほか、以下の方法による。

①　監事として役員会、経営協議会、教育研究評議会、部局長連絡会議、経営企画会議、その他重要な会議に出席するほか、必要に応じて役員及び職員に質問し、又は説明若しくは資料の提供を求める。

②　監事が実施する文部科学大臣に提出する調査書類。

③　監事に回付されることとされている重要な文書を確認する。

④　「学外開催の研修会」、「他大学との情報交換」及び「国立大学法人等監事協議会」などに参加し、監事監査の客観性の向上及び的確性の維持を図る。

⑤　決算監査における財務諸表等の監査に関しては、会計監査人が会計の職業的専門家として財務諸表等の監査を行うものであることを前提として、会計監査人から報告及び説明を受け、監査の方法とその結果の相当性を評価した上で、当該会計監査人の監査を利用することが出来るものとする。

５．監査報告

監査報告書は、決算検査を含めた監査終了後に、総長に提出する。

ただし、必要に応じて年度の途中においても監査報告書を総長に提出することが出来るものとする。

Ⅲ．監査の補助者及び協力者

監事監査規程第６条第１項及び第２項に定める職員を補助者及び協力者とする。